

備 一 第 1 7 号
(備 二)
令和元年 7 月 3 日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第9条第3項ただし書の規定に基づく「対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定」の締結について（通達）

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第10号）による改正後の重要施設の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第9条第3項ただし書において防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところによることとされている対象施設の管理者の措置等に関し、この度、警察庁と防衛省との間において、令和元年6月13日付けで別添のとおり協定が締結されたので、遺漏のないようにされたい。

担当 警備第一課事件係

別添省略